

～新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ～ 国民年金保険料免除申請（一般・学生）臨時特例措置継続について（8月号同様）

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、**国民年金保険料免除申請が可能**となりました。

一般免除申請・学生納付特例

対象となる方：①と②のいずれにも該当する方

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少
令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方。

②所得が相当程度まで下がった場合
令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方（一般）、学生納付特例基準相当になることが見込まれる方（学生）。

※詳しくは、日本年金機構HP 免除承認の所得基準をご確認ください。

申請の対象となる期間

一般：[令和元年度分]

令和2年2月分から令和2年6月分

[令和2年度分]

令和2年7月分から令和3年6月分

学生：[令和元年度分]

令和2年2月分から令和2年3月分

[令和2年度分]

令和2年4月分から令和3年3月分

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（一般）、
国民年金保険料学生納付特例申請書（学生）
※「⑪特例認定区分」欄の「3. その他」に○で囲み、
「臨時特例」と記入してください。
2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））
(一般・学生)
3. 学生証のコピー（学生のみ）
※国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。

◆郵送先：

〒812-8790 福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル
日本年金機構 福岡広域事務センター

国民年金免除グループ

【問合せ】

石垣市役所市民課交付係年金担当（直通：0980-87-9005）、

または日本年金機構石垣年金事務所（0980-82-9213）

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」募集中！！

社会福祉を推進するため活動する民生委員・児童委員は、一定の区域を担当し、支援が必要な方へ必要に応じた福祉サービスなどの情報提供を行うとともに、自らも住民の一員として地域福祉活動に参加しながら、相談・支援に取り組みます。

地域の最も身近な相談相手として地域に貢献して頂ける方、ぜひご応募いただきますようお願い致します。
詳細・応募資料等については、石垣市福祉総務課ホームページ、または、下記までお問合せください。

【問合せ】福祉総務課 0980-87-5515

